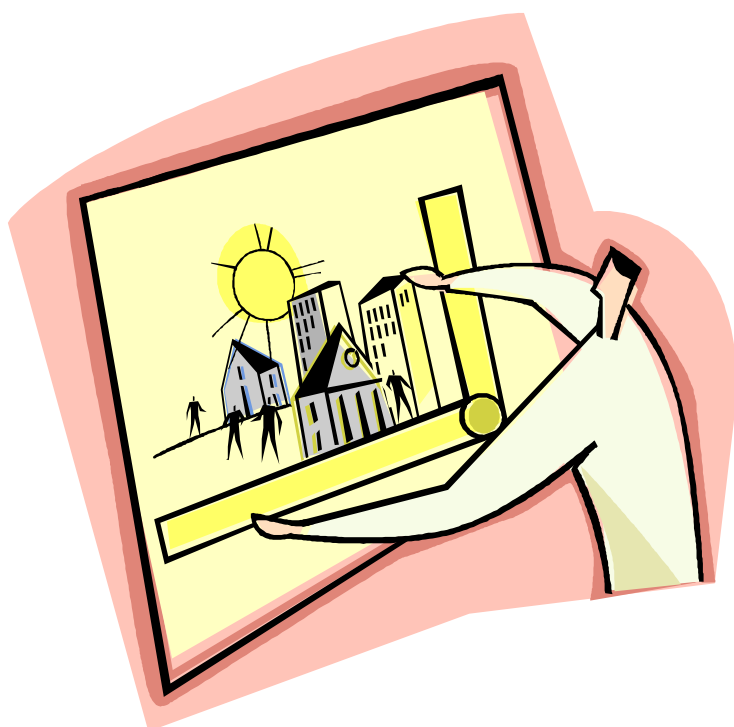


地区集会施設整備事業費 補助金について

～ あなたのまちの集会所の整備を支援します ～

岡崎市では、町内会が行う集会施設の新築や改修、建物や用地の取得、耐震診断に要する経費の一部に対して、予算の範囲内において、補助を行っています。



岡崎市

◇◆補助制度の概要◆◇

集会施設の新築・増築・改修／集会施設用の建物の購入

《補助金の額、限度額》

- 補助対象の事業経費×補助率（千円未満切捨）と補助限度額のいずれか低い額

世帯数	補助率	補助限度額
100世帯以下	10分の5.4（10分の6）	630万円
100世帯を超え200世帯以下	10分の4.5（10分の5）	
200世帯を超え500世帯以下	10分の2.7（10分の3）	675万円
500世帯を超え800世帯以下		765万円
800世帯を超えるもの		855万円

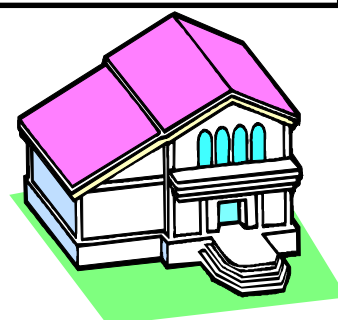
※ かつこ内の率は、次のバリアフリー工事又は昭和56年5月31日以前に建築工事が着手された集会施設について耐震診断の結果を受けて行う耐震補強工事の部分の費用に適用する補助率（これらの工事と一般的な改修工事が複合している場合は、工事の内訳によりそれぞれの費用を分けて補助金の額を算定します。）

◆対象のバリアフリー工事

- スロープ（スロープ上の手すりを含む。）の設置
- 出入口、廊下又は床の段差の解消（段差をなくすもの）
- 和式便器から洋式便器又は障がい者用便器への取替え
- 便所、出入口、廊下又は階段への手すりの設置

《注意事項》

- 補助対象経費が50万円以上の事業が対象です。
- 以前にこの事業に対し補助を受けた集会施設については、7年以内は増築又は改修事業に対して補助を受けられません（公共下水道への接続工事と耐震診断の結果を受けて行う耐震補強工事等を除く。）。
- 土地の造成や門扉、フェンス、花壇、遊具等の外構（出入口に通じるスロープを除く。）、建物から離れた倉庫及びトイレ等、備品（エアコンを除く。）の購入及び設置に要する費用は、補助対象外となります。



集会施設用地の購入

《補助金の額、限度額》

- ・ 補助対象の事業経費×10分の2.7（千円未満切捨）
- ・ 補助限度額：810万円

《注意事項》

- ・ 補助対象経費が50万円以上の事業が対象です。
- ・ 用地購入から7年以内に集会施設を建築する必要があります。
- ・ 以前にこの事業に対し補助を受けた町内会等については、7年以内はこの事業への補助を受けられません。
- ・ 建築面積の3倍を超える部分に係る費用は対象外です。

集会施設の耐震診断

《補助金の額、限度額》

- ・ 補助対象の事業経費×2分の1（千円未満切捨）
- ・ 補助限度額：木造10万円、非木造50万円

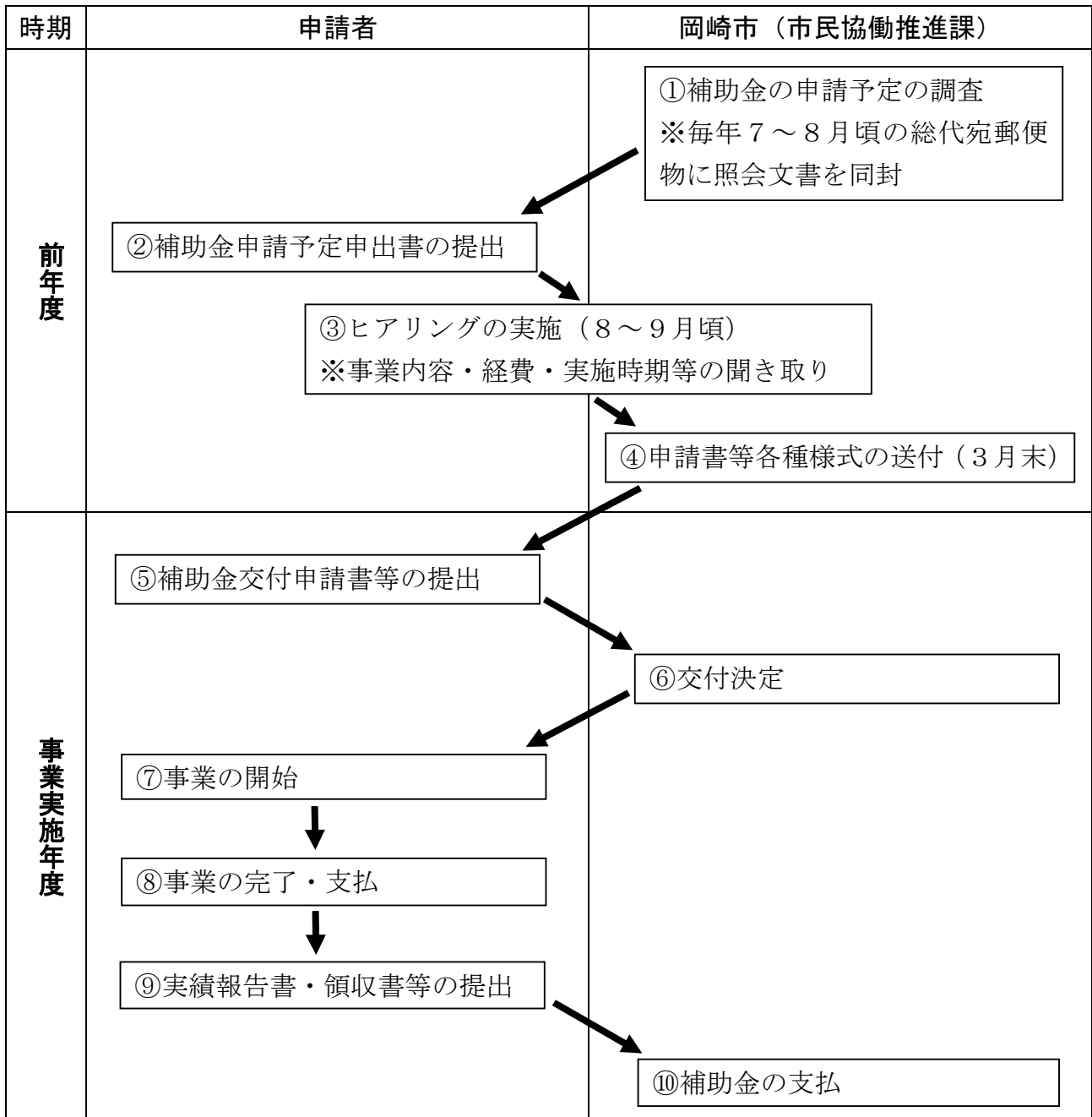
《注意事項》

- ・ 昭和56年5月31日以前に建築工事が着手された集会施設が対象です。
- ◎ 災害が生じた際、集会施設には地域住民が集まることが想定されます。南海トラフ巨大地震の発生が危惧される昨今、まずは集会施設の耐震性能を把握しておくことが重要です。昭和56年5月31日以前に建築着手された集会施設を所有する町内会は、積極的に補助金を活用して耐震診断を実施してください。

補助金全般にわたる注意事項

- ・ 住居や宗教施設へは補助できません。
- ・ 事業は、補助金交付申請書等を提出して、市からの補助金交付決定通知を受けてから着手し、年度内（3月末）に完了してください。既に終わった事業に対しては、補助できません。
- ・ 補助金の支払は、原則として、事業が完了し、その費用の支払が終わってからになります。それより早く補助金の支払を受けたい場合は、事前にお申出ください。
- ・ 公共工事や損害保険による補償金等を事業費に充てる場合は、その補償金等に相当する額は補助対象経費から差し引きます。
- ・ 複数の町内会が合同で行う場合は、その関係町内会のなかで代表者となる総代を決めてください。
- ・ 事業の実施に当たっては、町内会内の住民によく説明し、十分な理解を得るよう務めてください。

補助金交付までのスケジュール



《お願い》

補助金を申請する予定がある場合は、事業実施年度以前に行われている調査（上記の図の①）の際に必ず予定申出書を提出してください。市は、この申出書に基づいてヒアリングを実施し、その結果により翌年度の予算を計上します。これより後に補助金の交付の希望があっても、予算がなければ補助することができません。

問合せ先

岡崎市役所 市民安全部市民協働推進課（東庁舎2階）

TEL：23-6047 FAX：23-6667